

# 大阪アスベスト対策センターニュース

第2号 2023年10月

連絡先 南大阪法律事務所

弁護士 遠地靖

事務局長 伊藤泰司

taitoh@silver.ocn.ne.jp

## 10月1日より、解体・改修工事に際してのアスベストの事前調査を、「建築物石綿含有建材調査士」による実施を義務化

欧米諸国から比べて「周回遅れ」と言われる日本のアスベストばく露防止策・飛散防止策ですが、まがりなりにも「石綿含有建材調査士」という、厚労省・国交省・環境省の3省が所管する資格者による事前調査と行政への報告書の提出がこの10月から義務化されました。

私たちは、まだまだ非常に問題の多いものだと考えますが、この制度変更をチャンスとして、より安全で、安い、大丈夫な石綿調査と除去を実現していく大事な機会だと考えています。

### 制度の大まかな内容

制度の大まかな内容を確認しましょう。

- 1) 建物の部分的な改修や解体を行う場合、どんな工事でもアスベストの「事前調査」が義務です。
- 2) 「事前調査」の内容は、労働基準監督署と自治体の環境指導部門に届け出る必要があります。報告が義務となる工事の規模は基準があります。100万円以上、80㎡以上などです。
- 3) 「事前調査」を実施するのは、「建築物石綿含有建材調査士」が実施しなければなりません。「調査士」は国交省・厚労省・環境省が所管する。公的な資格です。
- 4) 法規を守らない場合、実施工事の元請け業者（労働安全衛生法）が処罰をうけます。また、工事の依頼者・建物の持ち主など（大気汚染防止法）が処罰をうけます。

末尾に厚生労働省のリーフレットを添付しておきます。これをお読みください。

### 粗製乱造の「調査士」という問題

私たちの運動のちからで、一応「調査士」という資格者が事前調査を実施するということになったものの、欧米や韓国の制度と根本的に違うところがあります。

それは、欧米や韓国の場合、工事を実施している間、労働者が安全に作業しているか、周りにアスベ

ストを飛散させていないかを監視する専門家は、実施業者と関係のない第三者が実施することになっています。しかし日本の場合、「調査士」は、ほとんどが解体やアスベスト除去を実施する業者の社員か仲間内の人です。

「これは問題だ。事前調査や完了検査は第三者が実施するべきだ」と私たちは頑張りましたが、「世界

から周回遅れ」という日本の現実を突破するのはそんなに簡単なことではありません。

そして、いま調査者は12万人を超えています。専門家からは、「粗製乱造だな」と心配の声が広がっているのです。

ですから、私たち大阪アスベスト対策センターは、「調査部」をつくり、第三者の立場で、安全で大丈夫な検査を呼びかけています。協力できる業者や技術者と連携して進めています。気軽に相談してください。

## アスベスト除去への補助が出ない

もう一つ知っておいていただきたいことです。それは、アスベスト含有の建材をつくって儲けてきた建材メーカーと、「防火のために、これらの建材を使わなければならない」として認可し、JISマークを与えてきた国に、この深刻な、「毒物が日本国中の建物に残っている」という事態を創り出しました。

建設労働者などのこれまでの健康被害については裁判によって国や建材メーカーが賠償を命じられてきました。そのため、いまのところ国だけが裁判せずに、「給付金」を支給するという制度ができました。

しかし被害者は建設労働者だけではありません。アスベスト建材が残る建物で働いたためアスベスト関連疾患を患った人。建物にアスベスト建材が残っていてアスベスト疾患を患った人。災害で倒れた建物のガレキ処理をやったためにアスベスト疾患を患った人。そして皆さんのお近くでのアスベスト除去工事によって、知らないうちにアスベストを吸い込んでいる人……。たくさんの被害者がこれまでも、そしてこのままでは、これからも被害者が出続けるのです。

## 現行のアスベスト調査や除去への補助制度

○吹付アスベストについて調査（ラボに出して顕微鏡検査）する場合、1建物25万円を限度とする補助

○吹付アスベストの除去について

該当する自治体に補助制度があれば、国は、自治体の補助の1/2以内、かつ全体の1/3以内の補助となっています。

問題はなにより、「吹付アスベスト」だけが対象となっています。つまり、圧倒的なアスベスト量が含まれる、レベル3建材（屋根材、外装材、内装材、床材、壁材などなど）は対象外です。

自治体による対応の違いも大きいです。

鳥取県2000万円。埼玉600万円。島根500。札幌120、仙台120、さいたま市600、品川区300、横浜300、川崎300、新潟600、浜松300、大阪市100（対象が？）、堺市100、岡山1000、倉敷1000、長崎1000万円……。これらは上限です。

鳥取なら6000万円の吹付除去工事の場合、県が2000、国が1000で半額3000の補助となる。

大阪府は上限が低い上に、全国で唯一、「見えている場合のみ」という限定付きです。天井板で隠されていたら補助されないのです。そのため、この数年間0執行です。

私たちは、全国の団体と協力して（全建総連、建設アスベスト訴訟全国連絡会、石綿対策全国連絡会議、働くもののいのちと健康をまもる全国センターなどなど）と協力して、①すべての建材の除去への補助制度とすること。②国が主導して、建材メーカーにも出資させること。③自治体の基準を統一して十分なものにすること。などを要求しています。

ぜひ、皆様方のお力をお貸しください。

6月23日に開催された、大阪アスベスト対策センターの第18回総会で、大阪アスベスト対策センターはいったん終了することになりました。

その後新しいアスベスト対策センターの在り方についての相談会が開かれ、以下の方向が確認されました。

アスベスト疾患の診断ができる医師や医療者／法的な相談や法的なとりくみができる法律家／アスベストの調査ができる調査者／建築家や研究者の協力と共同／全国組織との共同を進める／アスベストの被害とかかわりのある団体を中心に、再結集をしていきましょう。

### ネットワークとしてアスベストに係る情報を交換し、お知らせし交流しましょう

会議で集まって議論することもありますが、なによりメーリングリストをはじめネットワークを構築して情報を交換します。活動についてお知らせします。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、  
工事の規模にかかわらず  
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について  
石綿が含まれているか事前に調査を  
行う必要があります

事前調査結果の  
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを  
使用すれば、パソコン・スマホから  
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が  
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の  
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、  
「建築物石綿含有建材調査者」  
が行う必要があります！

令和5年**10月1日**  
着工の工事から！！

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト  
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご確認ください

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた  
工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含まず。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

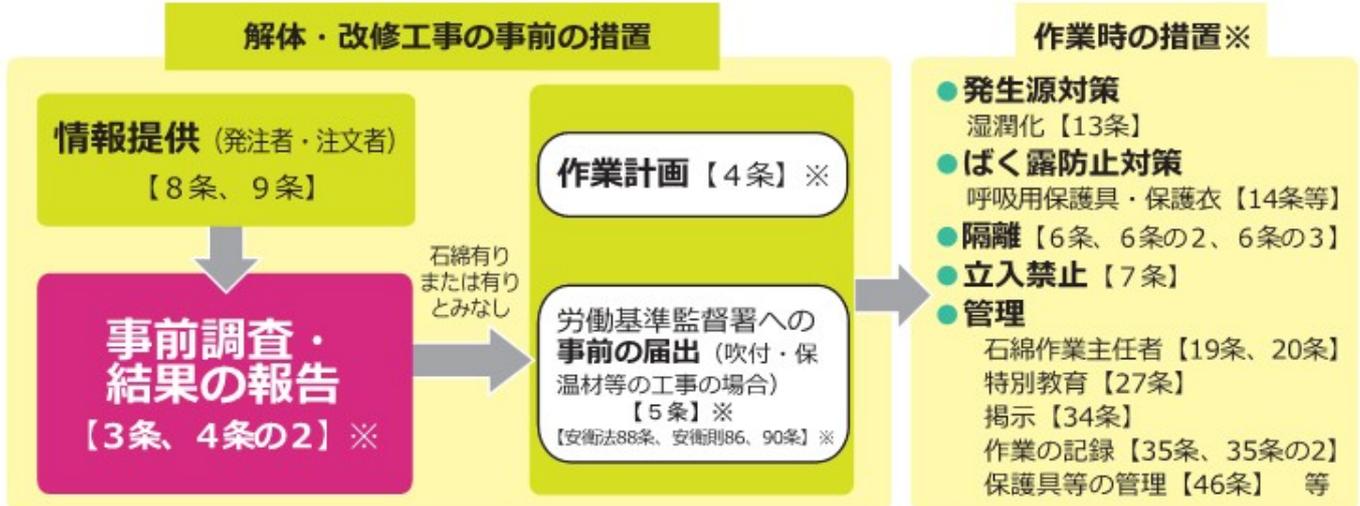
※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



## 事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。  
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

**詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください!**

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

**各種お手続きについて**

**事前調査結果報告システムの操作方法について**

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

**G BizIDについて**

G BizIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。